



山形県公報

平成22年3月30日(火)

号外(5)

目次

規則

○山形県県税規則の一部を改正する規則……………(税政課)…1

規則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第25号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「総合支庁等」を「総合支庁」に改め、同条第2項中「自動車取得税及び」を削り、「にあつては自動車税事務所」を「(条例第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものを除く。)にあつては納税義務者の住所又は所在地を所管する総合支庁(納税義務者の住所又は所在地が県外に所在するものにあつては、村山総合支庁)」に改め、「総合支庁」を「総合支庁(自動車取得税に係るもの及び自動車税に係るもの(条例第139条第2項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収するもの及び同条第5項の規定により普通徴収の方法によつて徴収するものに限る。))であつて、課税地が最上総合支庁及び置賜総合支庁の所管区域内に所在するものについては、村山総合支庁)」に改める。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第4項中「又は自動車税事務所長」を削る。

第4条第2項中「とし、自動車取得税又は自動車税に係る徴収金の賦課徴収に関する文書等の様式のうち、これらの様式中に「何総合支庁」とあるのは「自動車税事務所」と、「何総合支庁長」とあるのは「自動車税事務所長」と、「何総合支庁出納員」とあるのは「自動車税事務所の出納員」を削る。

第11条第1号イ及びロ並びに第2号イ及びロ中「、総合支庁長又は自動車税事務所長」を「又は総合支庁長」に改める。

第17条第1項中「、総合支庁長又は自動車税事務所長」を「又は総合支庁長」に改め、同条第2項中「、自動車取得税及び自動車税に係るものにあつては自動車税事務所長が」を削る。

附則第11項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改め、「、別記第73号の2様式」を削る。

別表1通則及び賦課徴収の項中「納税通知書(県たばこ税・狩猟税・軽油引取税)」を「納税通知書(県たばこ税・軽油引取税・狩猟税)」に、「自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書(車検用)」を「自動車税減免決定通知書兼納税を要しない旨の証明書(継続検査・構造等変更検査用)」に、

「納付通知書(自動車税)	第20号の2様式	法第11条第1項	
納付(納入)催告書	第21号様式	法第11条第2項	を
納付催告書(自動車税)	第21号の2様式	法第11条第2項	」
「納付(納入)催告書	第21号様式	法第11条第2項	」に、
「自動車税催告書、徴収引継通知書	第73号の2様式	第17条第2項	を
納税証明(請求)書	第74号様式	法第20条の10	」
「納税証明書	第74号様式	法第20条の10	」に、「納税証明請求書(決議書)、納税証明書」を「納税証明書」に、「自動車税納税証明書交付請求書」を「納税証明請求書」に、

「自動車税納税証明書（継続検査用）交付請求書	第77号様式	「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）交付請求書	第77号様式	に、
「自動車税納税証明書（継続検査用）」	第77号の2様式	「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」	第77号の2様式	に、
「自動車税納税証明書（車検用）」を「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、				
「受付・納税済印	第84号の2様式	第21条第2項	」を	
「領収日付印	第84号の2様式	第21条第1項	に、	
「受付・納税済印	第84号の3様式	第21条第2項	」	
「自動車税督促状（兼徴収引継通知書）」を「自動車税督促状」に改め、「及び第17条第2項」を削り、同表2県民税の項中				
「個人県民税加算金内訳書	第93号様式別表3	第24条	」を	
「個人県民税加算金内訳書	第93号様式別表3	第24条		
個人県民税の本税の不能欠損額内訳書	第93号様式別表4	第24条		に改め、同表7自動車
個人県民税の特例計算内訳書	第93号様式別表5	第24条	」	
税、自動車取得税の項の次に次の1項を加える。				
7の2 軽油引取税				
仮特約業者指定通知書	第164号の12様式	第34条第1項		
仮特約業者指定取消通知書	第164号の13様式	第34条第2項		
特約業者指定通知書	第164号の14様式	第35条第1項		
特約業者の指定申請棄却通知書	第164号の15様式	第35条第2項		
特約業者指定取消通知書	第164号の16様式	第35条第3項		
特別徴収義務者指定通知書	(第114号様式)	第36条		
納入申告書(ロ)欄の数量を証する書類	第164号の17様式	第37条		
受領した免税証の内訳書	第164号の18様式	第37条		
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書	第164号の19様式	条例第131条の5第1項		
軽油引取税特別徴収義務者登録済通知書	第164号の20様式	条例第131条の5第3項		
何税に係る登録事項の変更申請書 休止・再開届出	(第117号様式)	条例第131条の5第4項		
軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書	第164号の21様式	条例第131条の5第5項		
軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書	第164号の22様式	条例第131条の5第7項		
特別徴収義務者登録証票再交付申請書	(第119号様式)	条例第131条の5第9項		
免税軽油所要数量計算書（船舶用）	第164号の23様式	法第144条の21第1項		
免税軽油所要数量計算書（農業用）	第164号の24様式	法第144条の21第1項		
免税軽油所要数量計算書（鉱業用、その他用）	第164号の25様式	法第144条の21第1項		
免税軽油使用者証書換・再交付申請書	第164号の26様式	条例第131条の6第4項及び第5項		
免税軽油使用者証受領書	第164号の27様式	第40条		
免税軽油使用者証の返納書	第164号の28様式	条例第131条の6第4項		
免税証の返納書	第164号の29様式	条例第131条の7第8項		

軽油引取税免税証受領書	第164号の30様式	第40条の2
徴収不能額の還付決定 納入義務免除 通知書	第164号の31様式	法第144条の30第3項
軽油引取税還付申請書	第164号の32様式	条例第131条の12第2項及び第40条の4
軽油引取税還付申請書 納入義務免除	第164号の33様式	条例第131条の13第1項及び第40条の4
免税軽油以外の軽油を免税用途に 供した場合の承認申請書	第164号の34様式	条例第131条の14第1項
免税軽油以外の軽油を免税用途に 供したことについての承認書	第164号の35様式	条例第131条の14第2項
免税証（免税軽油使用者証）返納 命令書	第164号の36様式	法第144条の21第4項
何税更正・決定・加算金決定・納 額通知書	（第122号様式）	法第13条、法第144条の44第4項、 法第144条の47第5項及び法第 144条の48第4項
不申告加算金決定・納額通知書	（第123号様式）	法第13条及び法第144条の47第5 項

別表10軽油引取税の項を削る。

別記第2号様式（裏）中

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 県指定金融機関（山形銀行本・支店・出張所）又は県指定代理金融機関（荘内銀行本・支店・出張所） 2 県内にある県収納代理金融機関（各銀行・信託銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 3 山形県その他東北各県内の郵便局 4 総合支庁 | を |
|---|---|

- | | |
|---|-----|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 県指定金融機関（山形銀行） 2 県指定代理金融機関（荘内銀行） 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局 5 総合支庁 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア | に改め |
|---|-----|

る。

別記第2号の2様式中

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	<p>この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
---------------------------	---

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	<p>この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納 付 場 所	
<ol style="list-style-type: none"> 1 県指定金融機関（山形銀行） 2 県指定代理金融機関（荘内銀行） 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局 5 総合支庁 6 県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア 	

を

に改める。

別記第4号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

課税の根拠となつた法律及び条例	表記の税額は、地方税法第 条及び県税条例第 条の規定に基づいて課税されたものです。
納期限までに納付しなかつた場合に採られる措置	<p>納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合で計算した額の延滞金を徴収します。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	<p>この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
納 付 場 所	
<ol style="list-style-type: none"> 1 県指定金融機関（山形銀行） 2 県指定代理金融機関（荘内銀行） 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局 5 総合支庁 	

別記第5号様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式（裏）中「自動車税事務所長」を「総合支庁長」に、

納付場所	1 県指定金融機関（山形銀行本・支店・出張所）又は県指定代理金融機関（荘内銀行本・支店・出張所） 2 県内にある県収納代理金融機関（各銀行・信託銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協） 3 山形県その他東北各県内の郵便局 4 総合支庁又は自動車税事務所 5 特に事情があつて県外から納付される場合は、山形県内に本・支店のある金融機関で納めていただくか（送金手数料がかかる場合があります。）、総合支庁又は自動車税事務所あてに本書を同封の上現金書留で郵送してください。
------	---

を

納付場所	
1	県指定金融機関（山形銀行）
2	県指定代理金融機関（荘内銀行）
3	県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
4	山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
5	総合支庁
6	県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

に

改める。

別記第5号の2様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式（裏）中

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の自動車税事務所長を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
---------------------------	---

を

この納税通知書の記載事項に不服がある場合の救済方法	この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
---------------------------	--

に

納付場所	
1	県指定金融機関（山形銀行）
2	県指定代理金融機関（荘内銀行）
3	県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
4	山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
5	総合支庁
6	県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

改める。

別記第5号の3様式（表）中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

<p>この税金の課税に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>	
納付場所	
1	県指定金融機関（山形銀行）
2	県指定代理金融機関（荘内銀行）
3	県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
4	山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
5	総合支庁
6	県税の収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア

別記第11号様式の注書を次のように改める。

（注）1 個人事業税、不動産取得税、自動車税及び鉾区税に係る納付書については、「申告加算金」及び「重加算金」の欄を削除することができるものとする。

2 この様式を県税の収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストアにおいて納付できるものとして使

用する場合は、

取りまとめ 機 関	領収済日付印
(郵便番号)	

とあるのは

（山形県控）

CVS収納用		
		領収済日付印
収納代行	取りまとめ機関	
	(郵便番号)	

と、「(金融機関・郵便局控)」とあるのは「(金融

(山形県・CVS本部控) 」

機関・郵便局・CVS店舗控)」と書き換えるものとする。

別記第11号の3様式中

0	1	2	税 額	十 万 万 千 百 十 一	円
3	4	5		□ □ □ □ □ □	
6	7	8	延 滞 金	□ □ □ □ □ □	円
9	この字体で記入 してください。			合 計	
代納		納 期 限	年 月 日		

を

0	1	2	税 額	十 万 万 千 百 十 一	円
3	4	5		□ □ □ □ □ □	
6	7	8	延 滞 金	□ □ □ □ □ □	円
9	この字体で記入 してください。			合 計	
		納 期 限	年 月 日		

に、「山形県自動車税事務所」を

「山形県何総合支庁」に改め、同様式に次の注書を加える。

(注) この様式を県税の収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストアにおいて納付できるものとして使用する場合は、

備 考	(金額の訂正はできません。)	
		領収済日付印
	取りまとめ機関	
(郵便番号)		

とあるのは

(山形県控) 納税通知書分」

(金額の訂正はできません。)		
CVS収納用		
		領収済日付印
収納代行	取りまとめ機関	
	(郵便番号)	

と、「(金融機関・郵便局控)」とあるのは「(金融機関

(山形県・CVS本部控) 納税通知書分」
・郵便局・CVS店舗控)」と書き換えるものとする。

別記第11号の4様式中

山形県自動車税事務所

を

山形県何総合支庁

に、「上記の金額を」を「上記のとおり」に改め、同様式に次の注書

を加える。

(注) この様式を県税の収納の事務の委託を受けたコンビニエンスストアにおいて納付できるも

のとして使用する場合は、

取りまとめ 機 関		領収済日付印
	(郵便番号)	

とあるのは

(山形県控)

CVS収納用		
		領収済日付印
収納代行	取りまとめ機関	
	(郵便番号)	

と、「(金融機関・郵便局控)」とあるのは「(金融機

(山形県・CVS本部控) 納税通知書分」
・郵便局・CVS店舗控)」と書き換えるものとする。

別記第11号の5の2様式中 「

	53
--	----

 特定投資法人の投資口の配当等 を

「

	53
--	----

 特定投資法人の投資口の配当等

に改める。

「

	54
--	----

 源泉徴収選択口座内配当等

別記第14号の2様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第14号の4様式中 「

		特定投資法人の投資口の配当等	円	円
--	--	----------------	---	---

 を

「

		特定投資法人の投資口の配当等	円	円
		源泉徴収選択口座内配当等	円	円

 に改める。

別記第15号の4様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第16号の2様式(表)中 「年度 自動車税減免決定通知書
兼納税を要しない旨の証明書(車検用)」を

「年度 自動車税減免決定通知書
兼納税を要しない旨の証明書 に、「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様
(継続検査・構造等変更検査用)」

式(裏)中「自動車税事務所長」を「総合支庁長」に改める。

別記第20号の2様式及び別記第21号の2様式を削る。

別記第61号様式(表)中「山形県自動車税事務所長」を削る。

別記第61号の2様式(表)中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第61号の3様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第73号様式中 「

年度	期月

 を

課税番号	年度	期月

 に改め、「県内にある」を削

り、「郵便局」を「山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」に、
「2 納付(納入)書は、納付場所に備え付けてありますから利用してください。

3 ※欄の金額は、この通知書作成の日までのものです。

4 この通知書の送達前に金融機関に完納された場合であっても、金融機関から当所への通 を

知に日時を要するため、行き違いにこの通知書が送付されることがありますから、御了承
ください。」

「2 ※欄の金額は、この通知書作成の日までのものです。

3 この通知書の送達前に金融機関に完納された場合であつても、金融機関から当所への通
知に日時を要するため、行き違いにこの通知書が送付されることがありますから、御了承
ください。」に改める。

別記第73号の2様式を削る。

別記第74号様式中「納税証明(請求)書」を「納税証明書」に改め、「山形県何総合支庁長
殿」を削り、「住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名」を「納税義務者
④」を「住(居)所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名」に、

「 証明書の 使用目的		証明書の 請求枚数	枚	を
-------------------	--	--------------	---	---

上記の目的の使用するため、下記の証明を請求します。」

「 証明書の 使用目的			に改め、同様式の注
-------------------	--	--	-----------

書中「(請求)」を削る。

別記第75号様式及び別記第72号の2様式を次のように改める。

第75号様式

納税証明書

住(居)所 又は所在地	次のとおり相違ないことを証明します。										
氏名又は 名称及び 代表者氏名	様 山形県何総合支庁長 関										
使 目	第 号 年 月 日										
年度	納付(納入) 税 目	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額
	納期限	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額
	納期限	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額
	納期限	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額
	納期限	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額
	納期限	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額
	納期限	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額	納付(納入) 税 額
摘 要											

別記第76号様式中 「

自動車登録番号	山形 庄内
---------	----------

」を

「

自動車登録番号	
車台番号	

」に、「山形県自動車税事務所

長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式の注書中「継続検査用」を「継続検査・構造等変更検査用」に改める。

別記第77号様式中 「自動車税納税証明書（継続検査用） 交付請求書」を

「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用） 交付請求書」に、「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第77号の2様式中「自動車税納税証明書（継続検査用）」を「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、

「

自動車登録番号	山形 庄内
---------	----------

」を

「

自動車登録番号	
車台番号	

」に、「山形県自動車税事務所

長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第77号の3様式中 「自動車税納税証明書（継続検査用）」を「自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）」に、

「

登録番号	
------	--

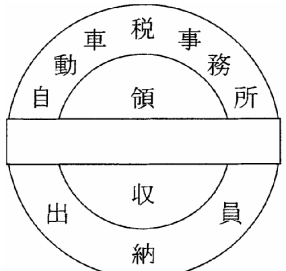

」を

「

登録番号	
車台番号	

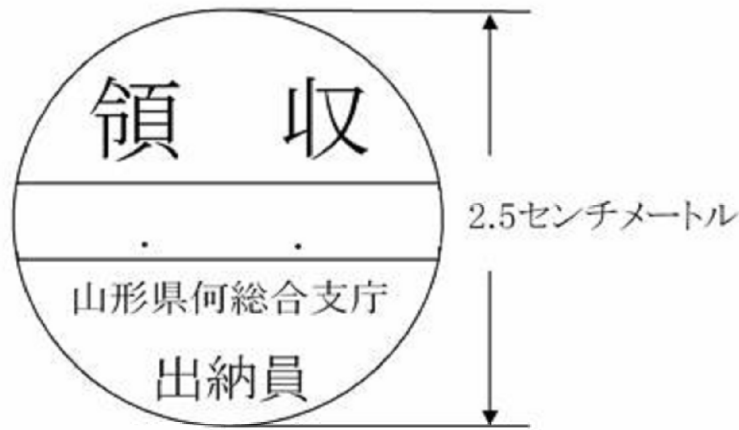
」に、「車検の」を「車検等の」

に、「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、

「」を「」に改める。

別記第84号の2様式を別記第84号の3様式とし、別記第84号様式の次に次の1様式を加える。

第84号の2様式



別記第86号様式（表）に次の注書を加える。

（注）滞納税目が、自動車税の場合は、「期別年月」とあるのは、「登録番号」と書き換えるものとする。

別記第86号様式（裏）中「県内にある」を削り、「郵便局」を「山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」に改める。

別記第86号の2様式（裏）中「県内にある」を削り、「郵便局」を「山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」に改める。

第87号様式（表）中「年度自動車税督促状（兼徴収引継通知書）」を「年度自動車税督促状」に、

「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式（表）の注書を削り、同様式（裏）中「自動車税事務所長」を「総合支庁長」に、

- 「 納付場所 」
- 1 県指定金融機関（山形銀行本・支店・出張所）又は県指定代理金融機関（荘内銀行本・支店・出張所）
 - 2 県内にある県収納代理金融機関（各銀行・信託銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
 - 3 山形県その他東北各県内の郵便局
 - 4 総合支庁又は自動車税事務所
 - 5 特に事情があつて県外から納付される場合は、山形県内に本・支店のある金融機関で納めていただくか（送金手数料がかかる場合があります。）、総合支庁又は自動車税事務所あてに本書を同封の上現金書留で郵送してください。

を

- 「 納付場所 」
- 1 県指定金融機関（山形銀行）
 - 2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
 - 3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
 - 4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
 - 5 総合支庁

に改める。

別記第93号様式別表4を次のように改める。

第93号様式別表4

区分		個人県民税の本税の不納欠損額内訳書				滞納処分の停止による期間満了前に消滅させたもの (地方税法第15条の7第5項)	時効完成したもの (地方税法第18条第1項)
		滞納処分の停止により期間満了したもの (地方税法第15条の7第4項)					
		不納欠損額	地方税法第15条の7第1項第1号該当	地方税法第15条の7第1項第2号該当	地方税法第15条の7第1項第3号該当	小計	
現年課税分	件数	件	件	件	件	件	件
	金額	円	円	円	円	円	円
滞納繰越分	件数	件	件	件	件	件	件
	金額	円	円	円	円	円	円
うち平成18年度以前課税分	件数	件	件	件	件	件	件
	金額	円	円	円	円	円	円

(注) 「不納欠損額」の欄には、個人県民税滞納繰越額増減、不納欠損額内訳書(別表2)の「本税」の項の「計」の項の「不納欠損額」の欄の「件数」の欄に記載された件数及び「本税」の項の「県民税」の項の「不納欠損額」の欄の「金額」の欄に記載された金額を記載してください。

別記第94号様式（裏）中「県内にある」を削り、「郵便局」を「山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局」に改める。

別記第98号の4様式（裏）注書第1項中「53 特定投資法人の投資口の配当等」を「53 特定投資法人の投資口の配当等」に改める。

54 源泉徴収選択口座内配当等

別記第122号様式（裏）及び別記第123号様式（裏）中

- | |
|---|
| 1 県指定金融機関（山形銀行本・支店・出張所）
又は県指定代理金融機関（荘内銀行本・支店・出張所）
2 県内にある県収納代理金融機関（各銀行・信託銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
3 山形県その他東北各県内の郵便局
4 総合支庁 |
|---|

を

- | |
|---|
| 1 県指定金融機関（山形銀行）
2 県指定代理金融機関（荘内銀行）
3 県収納代理金融機関（各銀行・農林中金・商工中金・信用金庫・信用組合・労働金庫・農協・県漁協）
4 山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行又は郵便局
5 総合支庁 |
|---|

に改める。

別記第161号様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第161号の2様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を

「総合支庁長を」に、

課税免除自動車証の番号	第	号
-------------	---	---

を

「

登 録 番 号

」に改める。

別記第161号の3様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第161号の6様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第161号の7様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第163号様式から第163号の4様式までの規定中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第163号の5様式及び別記第163号の6様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第164号様式から別記第164号の2の2様式まで及び別記第164号の4様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第164号の5様式中「県内にある」を削り、「郵便局、」を「山形県その他東北各県内のゆうちょ銀行若しくは郵便局又は」に改め、「又は自動車税事務所」を削り、「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第164号の6様式から別記第164号の9様式までの規定中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改める。

別記第164号の10様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に、「自動車税事務所長を」を「総合支庁長を」に改める。

別記第164号の11様式中「山形県自動車税事務所長」を「山形県何総合支庁長」に改め、同様式の次に次の25様式を加える。

第164号の12様式

仮特約業者指定通知書

第 号
年 月 日

被指定者

住（居）所又は所在地

氏 名 又 は 名 称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを仮特約業者に指定しましたから、山形県県税規則第34条第1項の規定により通知します。

指 定 年 月 日

年 月 日

第164号の13様式

仮特約業者指定取消通知書	
第 号 年 月 日	
被指定取消者	
住（居）所又は所在地	
氏 名 又 は 名 称 様	
山形県何総合支庁長	
氏 名 印	
<p>あなたを 年 月 日付けで仮特約業者に指定しましたが、下記によりその指定を取り消しましたから、山形県県税規則第34条第2項の規定により通知します。</p> <p>(注意)</p> <p>1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。</p> <p>2 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。</p> <p>ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し の 理 由	

第164号の14様式

特約業者指定通知書

第 号
年 月 日

被指定者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを特約業者に指定しましたから、山形県県税規則第35条第1項の規定により通知します。

指 定 年 月 日

年 月 日

第164号の15様式

特約業者の指定申請棄却通知書

第 号
年 月 日

申請者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

年 月 日付けで申請のあつた特約業者の指定については、下記の理由により認めることができませんから、山形県県税規則第35条第2項の規定により通知します。

(注意)

- この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

認めることが

できない理由

第164号の16様式

特約業者指定取消通知書

第 号
年 月 日

被指定取消者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを 年 月 日付けで特約業者に指定しましたが、下記によりその指定を取り消しましたから、山形県県税規則第35条第3項の規定により通知します。

(注意)

- この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

取消年月日

年 月 日

取消し
の理由

第164号の18様式

受領した免税証の内訳書

(年 月分) 特別徴収義務者名 _____

区 分	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	計	数 量
リットル券	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	ℓ
リットル券													
リットル券													
リットル券													
リットル券													
リットル券													
リットル券													
計													

(注) 1 この内訳書は、軽油引取税納入申告書に添付して提出してください。
 2 申告月（行為月）後に受領した免税証を含めないように注意してください。

第164号の19様式

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	軽油引取税特別徴収義務者登録申請書		
山形県何総合支庁長 殿		年 月 日	
特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 ㊤ 電話 番			
下記のとおり軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を申請します。			
①氏名又は名称及び代表者氏名			※ 登録事項変更欄
②住（居）所又は所在地		年 月 日	事 項
③事務所又は事業所	（裏面のとおり）		. .
④特約している元売業者の名称		. .	
⑤元売業者又は特約業者として指定された日		. .	
⑥軽油の納入地		. .	
⑦納入を受ける者の住（居）所又は所在地及び氏名又は名称		. .	
交付を受けた登録証票	登録番号 第 号～第 号	受領者	年 月 日受領 氏名 ㊤

- (注) 1 この申請書は、登録台帳となるものですから明確に書いてください。
- 2 県内に事務所又は事業所が所在する特別徴収義務者は、⑥及び⑦の欄には記載する必要がありません。
- 3 ※欄は記載する必要がありません。

(裏)

③ 事務所又は事業所

名称	所在地	代表者の氏名	貯蔵設備の概要	事業開始年月日	登録番号	備考

- (注) 1 県内に所在する事務所又は事業所について記載してください。
- 2 「事業開始年月日」の欄には、軽油に係る事業開始年月日を記載してください。
- 3 貯蔵設備の概要については、見取図を添付してください。

第164号の20様式

軽油引取税特別徴収義務者登録済通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏 名 又 は 名 称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 印

あなたを軽油引取税の特別徴収義務者として登録しましたから、山形県県税条例第131条の5第3項の規定により通知します。

登 録 年 月 日

年 月 日

第164号の21様式

軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書

年 月 日

山形県何総合支庁長 殿

特別徴収義務者

住（居）所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟

軽油引取税の特別徴収義務者としての登録について、下記の理由により登録の消除を申請します。

消 除 申 請 の 理 由	
----------------------	--

第164号の22様式

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書

第 号
年 月 日

被消除者

住（居）所又は所在地

氏 名 又 は 名 称 様

山形県何総合支庁長

氏 名 圃

あなたの軽油引取税の特別徴収義務者としての登録について、下記によりその登録を消除しましたから、山形県県税条例第131条の5第7項の規定により通知します。

(注意)

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、1により審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

消 除 年 月 日

年 月 日

消 除 の
理 由

第164号の23様式

免税軽油所要数量計算書（船舶用）									
免税軽油使用者証番号		第 号		氏名又は名称及び代表者氏名					
船舶登録番号		船 名		船 籍 港		トン数	進水年月日		機 関 の 種 類
区 分				申 請		審 査		摘 要	
所要数量の基礎	機関の1時間1馬力（PS） 当たりの軽油の消費数量 ^㉞			ℓ		ℓ			
	軸 馬 力 ^㉟			P S		P S			
	1日平均の稼働時間 ^㊱			時間		時間			
免税申請証交付分	所要数量計算期間 ^㊲			年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで			
	所要数量計算期間の稼働見込日数 ^㊳			日		日			
	所 要 数 量 ^㉞ × ^㉟ × ^㊱ × ^㊲			ℓ		ℓ			
前 年 度 の 実 績	月別	稼働日数	稼働時間	軽油使用量	所要数量計算期間における月別日数	月別	稼働見込日数	審 査	摘 要
	4					4			
	5					5			
	6					6			
	7					7			
	8					8			
	9					9			
	10					10			
	11					11			
	12					12			
	1					1			
	2					2			
	3					3			
	計	日	時間	ℓ		計	日		

(注) 1 この計算書は、「免税証交付申請書」に必ず添付して提出してください。

2 太枠欄のみ記入してください。